# FROM THE OCEANS

## Intelligence Analysis (Special Edition)

July 30, 2018



Maritime Security Initiatives in Japan and Future Challenges

— An opportunity to evaluate the second Basic Plan on Ocean Policy —

Yuta Komori, Research Fellow Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

## Maritime Security Initiatives in Japan and Future Challenges —An opportunity to evaluate the second Basic Plan on Ocean Policy—

Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation Yuta Komori, Research Fellow

### 1. Introduction

The Basic Act on Ocean Policy enacted on April 27, 2007 states "The purpose of this Act is, with regard to the oceans, to stipulate the basic principles, to clarify the responsibilities of the State, the local governments, business operators and the citizens as well as to formulate the basic plan regarding the oceans and other basic matters with regard to the measures on the oceans, by establishing the Headquarters for Ocean Policy in order to promote measures with regard to the oceans comprehensively and systematically, through contributing to the sound development of the economy and society of our State and to improve the stability of the lives of citizenry as well as to contribute to the coexistence of the oceans and mankind, in consideration of the fact that the oceans, occupying broad portion of the globe, are indispensable factors for maintaining the lives of the living beings including mankind, and the fact that it is important to realize a new oceanic State in harmonization of the peaceful and positive development and use of the oceans with the conservation of the marine environment, under the international cooperation, as our State surrounded by the oceans, based on the United Nations Convention on the Law of the Sea and other international agreements as well as on the international efforts on the realization of the sustainable development and use of the oceans" (Article 1).

To achieve the purpose, the Act states, "The Government shall formulate a basic plan with regard to the oceans (hereinafter referred to as "Basic Plan on Ocean Policy"), in order to promote measures with regard to the oceans comprehensively and systematically" (Article 16, paragraph 1), and specifically lists, "the basic policy of measures with regard to the oceans," "the measures that the Government shall implement with regard to the oceans comprehensively and systematically," and "in addition to what are listed in the preceding two items, any items necessary for promoting measures with regard to the oceans comprehensively and systematically" (Article 16, paragraph 2). The government as a whole proactively implements the Act in that "the Prime Minister shall seek a cabinet decision on the draft of the Basic Plan on Ocean Policy" (Article 16, paragraph 3), and "when the cabinet decision prescribed in the preceding paragraph has been made, Prime Minister shall publicize the Basic Plan on Ocean Policy without delay." (Article 16, paragraph 4).

It also obligates government initiatives to be a plan in response to changing times as stipulated by the

lines "bearing in mind the changes on the situation with regard to the oceans, as well as based on an evaluation of the effect of measures with regard to the oceans, the Government shall review the Basic Plan on Ocean Policy almost every five years, and shall make necessary changes" (Article 16, paragraph 5) and "the Government shall endeavor to take necessary measures for the smooth implementation of the Basic Plan on Ocean Policy by, for example, appropriating its budget each fiscal year, to the extent permitted by the State's finances, in order to secure funds necessary to ensure payment of the expenses required for the implementation of the plan (Article 16, paragraph 7).

In light of the fact that the current *Basic Plan on Ocean Policy* (the second Basic Plan on Ocean Policy), which was revised in April 2013, is due to be revised as the five-year mark stipulated in the Basic Act on Ocean Policy approaches, this paper provides an overview of the *Document on the Situation of the Oceans and Implemented Measures by the Government with regard to the Oceans* (Government Annual Report) published annually by the government, together with a review of the *Second Basic Plan on Ocean Policy Evaluation Report* (Evaluation Report) carried out by the Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation in January 2017, focusing on the measures implemented following the formulation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy* in April 2013 to examine the state of maritime security initiatives in the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, and examine issues and prospects toward formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy*.

## 2. Maritime Security in the Second Basic Plan on Ocean Policy

## 2-1. Overivew of the Second Basic Plan on Ocean Policy

The *Basic Plan on Ocean Policy* (the *First Basic Plan on Ocean Policy*) was formulated in March 2008 based on the provisions of the Basic Act on Ocean Policy. The general remarks of *First Basic Plan on Ocean Policy* clearly state, "relationships between the sea and us," "Japan's system to promote ocean policy," and "goals and period of this plan," and presents a basic policy in Chapter 1 (Basic Policy of Measures with Regard to the Sea) consisting of:

- Harmonization of the development and use of the sea with the preservation of the marine environment;
- Securing the safety and security of the sea;

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> As for the evaluation of initiatives based on the Second Basic Plan on Ocean Policy, the Vol. 29, No. 4 issue of Association for Coastal Studies Magazine by the Japanese Association for Coastal Zone Studies contains a feature article titled "Toward the Revision of the Basic Plan on Ocean Policy," presents an evaluation of the current Plan from a variety of perspectives and recommendations as well as points of discussion for formulating the next Plan. The research group created by the Japan Society of Ocean Policy (project title: *Research on the Content of the Previous Basic Plan on Ocean Policy and Government Annual Report - A multi-faceted study of marine measures implemented by Japan*) also had experts evaluate the Government Annual Report and presented policy recommendations based on that evaluation on July 11, 2017. And joint research by "Research on the Old and New Basic Plans on Ocean Policy and Government Annual Report" Group on Japan Society of Ocean Policy "Advice on Formulating the Third Basic Plan on Ocean Policy." http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf. (In Japanese. Accessed on July 31, 2017.)

- Enhancement of scientific knowledge of the sea;
- Sound development of marine industries;
- Comprehensive governance of the sea; and
- International partnership with regard to the sea.

Chapter 2 (Measures that the Government Should Take Comprehensively and Systematically with Regard to the Sea) lists concrete measures the government should take:

- 1. Promotion of the development and use of marine resources
- 2. Preservation of marine environment, etc.
- 3. Promotion of development of EEZ and continental shelves
- 4. Securing maritime transport
- 5. Securing the safety and security of the sea
- 6. Promotion of marine surveys
- 7. Promotion of research and development of marine science and technology
- 8. Promotion of marine industries and strengthening the international competitiveness
- 9. Comprehensive management of the coastal zones
- 10. Preservation of the islands
- 11. Securing international coordination and promotion of international cooperation
- 12. Enhancement of citizen's understanding of the sea and fostering of human resources.

Chapter 3 (Other Matters Necessary to Comprehensively and Systematically Promote Measures with Regard to the Sea) also lists the necessary initiatives to implement ocean policy as:

- 1. Effective implementation of measures with regard to the sea
- 2. Responsibilities of related parties and mutual coordination and cooperation
- 3. Active publication of information concerning measures.

The *First Basic Plan on Ocean Policy* was reviewed for revision from around 2012, about four years after it was formulated, and many policy recommendations from private organizations were also published.<sup>2</sup> In the government, the Headquarters for Ocean Policy in the Cabinet Secretariat

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> In revising the First Basic Plan on Ocean Policy, the following are examples of published policy advice: "Recommendations on Important Policy Matters to be Included in the Next Basic Plan on Ocean Policy," (August 31, 2012) by the Study Group on Strategy for the Basic Act on Ocean Policy; "Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Ocean Policy Conference Report--Aiming to be a True Oceanic State" (March 2012) by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Ocean Policy Conference; "Study Toward Formulating the Next Basic Plan on Ocean Policy (interim summary) - Ocean frontier development strategy for the sustainable use of the ocean" (August 23, 2012), by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology Ocean Development Subcommittee of the Council for Science and Technology; "Proposal for New Basic Plan on Ocean Policy" (September 13, 2012), by Keidanren; and "Recommendations for the Review of the Basic Plan on Ocean Policy" (September 13, 2012), by the University of Tokyo Policy Alternatives Research Institute and Ocean Alliance. Naoko Harai (March 2013), "Reviewing Japan's Basic Plan on Ocean Policy," published in "Aspects of Ocean Development (science and technology research project)," National Diet Library Research and Legislative Reference Bureau, p.27-51.

established a Councilors' Meeting of "people who possess excellent insight" (Article 1, paragraph 4 of the Headquarters for Ocean Policy Ordinance) to examine the formulation of the Second Basic Plan on Ocean Policy, with the aim to "deliberate important matters on measures concerning the oceans and give opinions to the head of the Headquarters for Ocean Policy" (Article 1, paragraph 2 of the same ordinance). The results of the examination were compiled as "Opinions for the Formulation of a New Basic Plan on Ocean Policy," and submitted to then Prime Minister Yoshihiko Noda on November 27, 2012.

In addition to these findings, the *Second Basic Plan on Ocean Policy* was approved by the Cabinet in April 2013 taking into consideration the implementation status of the *First Basic Plan on Ocean Policy*, "changes in social circumstances surrounding the sea" that included a "review of energy strategy and disaster-prevention countermeasures after the Great East Japan Earthquake," "mounting expectations for development and use of the sea, "changes in international circumstances surrounding conservation of marine interests," and "other changes in social circumstances, etc."

The Second Basic Plan on Ocean Policy is comprised of general remarks plus three chapters. The general remarks describe "international cooperation and contribution to international community," "wealth and prosperity through ocean development and utilization of the sea," "from a country protected by the sea to a country that protects the sea," and "venturing into the unexplored frontier" that are "the vision of Japan as an oceanic state" and the "significance of establishing the Basic Plan on Ocean Policy." Moreover, "Basic Policy of Measures with Regard to the Oceans" of the Plan in Chapter 1 are listed as "Current conditions and issues of measures with regard to the oceans," "Measures to be intensively promoted under the Plan" and "Direction of the measures under the Plan," while Chapter 2 lists "Measures the government should take comprehensively and systematically with regard to the sea" that the same as the First Plan:

- 1. Promotion of development and use of marine resources
- 2. Conservation of marine environment, etc.
- 3. Promotion of development of EEZ and continental shelves
- 4. Securing maritime transport
- 5. Securing the safety and security of the sea
- 6. Promotion of marine surveys
- 7. Promotion of research and development of marine science and technology
- 8. Promotion of marine industries and increase in international competitiveness
- 9. Comprehensive management of coastal zones
- 10. Preservation of remote islands
- 11. Securing international coordination and promoting international cooperation
- 12. Enhancement of citizen's understanding of the sea and fostering of human resources.
- And Chapter 3 prescribes, "1. Revision of Headquarters for Ocean Policy for effective

implementation of measures," "2. Duties of relevant personnel and mutual coordination," and "3. Proactive publication of information concerning measures" as "requirements for comprehensive and planned implementation of ocean measures."

## 2-2. Maritime security in the Second Basic Plan on Ocean Policy and initiatives after formulation

In the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, structured as described above, the provisions considered for maritime security are "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves," "5. Securing safety and security of the sea," and "10. Preservation of remote islands." The *Second Basic Plan on Ocean Policy* describes these items as shown in Table 1 below.

## Table 1. Maritime security initiatives prescribed in the *Second Basic Plan on Ocean Policy* 3. Promotion of Development of EEZ and Continental Shelves

- Based on the content of the recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf in regard to Japan's submission of information on the extension of its continental shelf, Japan should appropriately promote measures for establishing the limits of its continental shelf, including by continuing to strive to the end that the Commission will make recommendations as soon as possible on the region for which the issuance of the recommendation was deterred.
- Problems being arising concerning some areas of Japan's EEZ and continental shelves to which other countries also stake claims, seek solutions in accordance with international law in addressing these problems to bring fundamental resolution to them, in order to ensure Japan's rights and interests in these maritime zones.
- Institute a policy on proper management of marine zones including the objective and measures of the management, implementation structure and schedule in light of the actual state and future outlook of marine zone development so that the Headquarters for Ocean Policy will establish a comprehensive legal system on marine zone management in accordance with the policy.

### 5. Securing Safety and Security of the Sea

- Strengthen the broad-based, all-time monitoring system and the system for response to remote and serious incidents in marine areas around Japan.
- Secure patrol vessels, aircraft and other equipment, and necessary personnel through planned procurement, and strengthen coordination with the Japan Coast Guard and Self Defense Forces.
- Construct a coordination system for ensuring security and safety of coastal zones and remote islands.
- Continue to implement activity to deal with pirates in the Gulf of Aden off the coast of Somalia and step up special measures including authorization to implement patrol with rifles for Japanese-flagged vessels.

## 10. Preservation of Remote Islands

- Preserve the low-water lines that give grounds for exclusive economic zones (EEZs), etc. around remote islands and assign names to remote islands as a basis for territorial seas.
- Step up actions to gather information on key remote islands and their surrounding marine zones and implement tighter monitoring and vigilance to construct a structure for ensuring safety in insular regions and their surrounding marine zones.
- Consider taking special measures on preservation, management and development of so-called border remote islands, or remote islands of particular importance, in ensuring Japan's safety, including preservation of its territories and EEZs, and in securing and utilizing marine resources, and implement necessary measures in accordance with the results of the consideration.
- Provide support for continual maintenance of sea and air routes and advance construction of remote island terminals for providing safe and stable transport.
- Secure a necessary number of physicians and other medical professionals, implement regular traveling medical care and create a system of cooperation among medical institutions.
- Implement an overall study on the special zone system for remote islands in efforts for development based on local innovative ideas.

Source: Excepted from Outline of Basic Plan on Ocean Policy (http://www8.cao.go.jp/ocean/english/plan/pdf/plan02\_gaiyou\_e.pdf)

In order to give form to the provisions of the *Second Basic Ocean Basic Plan* described above, the following initiatives in Table 2 have been implemented since April 2013, when the *Second Basic Plan on Ocean Policy* was formulated.

Table 2. Description of items concerning maritime security in Government Annual Reports (2014-2017) (Translation omitted for table below)

## 「3排他的経済水域等の開発等の推進」に関する年次報告における記述

#### 【平成 27 年度】 【平成 29 年度】 【平成26年度】 【平成28年度】 (1)排他的経済水域等の (1)排他的経済水域等の (1)排他的経済水域等の (1) 排他的経済水域等の 確保・保全等 確保・保全等 確保・保全等 確保・保全等 ○国連海洋法条約 (UNCLOS) ○国連海洋法条約 (UNCLOS) ○国連海洋法条約 (UNCLOS) ○国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づき、我が国は平成20年 に基づき、我が国は平成20年 に基づき、我が国は平成20年 に基づき、我が国は平成 20 年 11月に「大陸棚の限界に関する 11月に「大陸棚の限界に関する 11月に「大陸棚の限界に関する 11月に「大陸棚の限界に関する 委員会」に大陸棚延長申請を行 委員会」に大陸棚延長申請を行 委員会」に大陸棚延長申請を行 委員会」に大陸棚延長申請を行 い、平成24年4月に同委員会 い、平成24年4月に同委員会 い、平成24年4月に同委員会 い、平成24年4月に同委員会か から勧告を受領しました。我が から勧告を受領しました。我が から勧告を受領しました。我が ら勧告を受領しました。我が国 国は、勧告の内容について精査 国は、勧告の内容について精査 国は、勧告の内容について精査 は、勧告の内容について精査を を行い、内容の疑義について平 を行い、内容の疑義について平 を行い、内容の疑義について平 行い、内容の疑義について平成 成 25 年7月に同委員会に質問 成25年7月に同委員会に質問 成25年7月に同委員会に質問 25年7月に同委員会に質問書を 書を発出し、平成26年3月に 書を発出し、平成26年3月に 書を発出し、平成26年3月に 発出し、平成26年3月に同委員 同委員会から回答を受領しま 同委員会から回答を受領しま 同委員会から回答を受領しま 会から回答を受領しました。 した。これを受け、平成26年 した。これを受け、平成26年 れを受け、平成26年7月に総合 した。 7月4日に総合海洋政策本部会 7月に総合海洋政策本部会合に 海洋政策本部会合において「大 合において「大陸棚の延長に向 おいて「大陸棚の延長に向けた 陸棚の延長に向けた今後の取組 けた今後の取組方針」を決定し 今後の取組方針」を決定しまし 方針」を決定しました。この取 ました。この取組方針に従い、 た。この取組方針に従い、沖ノ 組方針に従い、沖ノ鳥島北方の 沖ノ鳥島北方の四国海盆海域 鳥島北方の四国海盆海域及び 四国海盆海域及び沖大東島南方 及び沖大東島南方の沖大東海 沖大東島南方の沖大東海嶺南 の沖大東海嶺南方海域を延長大 嶺南方海域を延長大陸棚の範 方海域を延長大陸棚の範囲と 陸棚の範囲として定める政令 囲として定める政令(排他的経 して定める政令 (排他的経済水 (排他的経済水域及び大陸棚に 済水域及び大陸棚に関する法 域及び大陸棚に関する法律第2 関する法律第2条第2号の海域 律第2条第2号の海域を定める 条第2号の海域を定める政令) を定める政令)を同年9月に閣 政令) を同年9月9日に閣議決 を同年9月に閣議決定し、同年 議決定し、同年10月に施行しま 定し、同年10月1日に施行し 10 月に施行しました。小笠原 した。小笠原海台海域及び南硫 ました。(内閣官房、外務省、 海台海域及び南硫黄島海域に 黄島海域については、関係国間 国交省) ついては、関係国間における必 における必要な調整を行ってお 要な調整を行っており、勧告が り、勧告が行われず先送りとな 行われず先送りとなった九 った九州・パラオ海嶺南部海域 州・パラオ海嶺南部海域につい については、平成27年5月、山 谷海洋政策担当大臣(当時)か ては、平成27年5月、山谷海 洋政策担当大臣(当時)から国 ら国連副事務総長に対し、大陸 棚限界委員会の事務局としての 連副事務総長に対し、大陸棚限 界委員会の事務局としての協 協力を要請するなど、早期に勧 力を要請するなど、早期に勧告 告が行われるよう努力を継続し が行われるよう努力を継続し ています。(内閣官房、外務省、 ています。さらに、平成28年 国交省等) 2月には外務省が第2回海洋法 に関する国際シンポジウム「海 洋資源の国際法」を主催し、そ の中で大陸棚延長に関連した 法的問題を取り上げました。ま た、3月には、我が国の国際法 学者の研究グループにより、勧 告先送りの法的問題をテーマ とした国際シンポジウムが開 催されました。(第1部13参照) (内閣官房、外務省、国交省等)

○平成 24 年 12 月、中国及び韓 国は、「大陸棚の限界に関する 委員会」に九州薩摩半島沖から 沖縄本島北方沖永良部島沖ま での沖縄トラフを南東の限界 とする大陸棚の延長申請を、そ れぞれ行いました。東シナ海に おいては、日中及び日韓双方の それぞれの領海基線の間の距 離は400海里未満であり、双方 の 200 海里までの大陸棚が重 なり合う部分について、日中及 び日韓間の合意により境界を 画定する必要があります。同委 員会の手続規則では、境界画定 の問題がある海域での申請は、 全ての関係国の事前の同意が なければ検討できないことに なっています。我が国はこのよ うな同意を与えておらず、同委 員会に対して中国及び韓国の 申請を検討しないよう要請す る口上書を中国及び韓国の申 請の直後に相次いで発出しま した。平成 25 年8月の同委員 会の全体会合で、同委員会は、 我が国の口上書を踏まえ中国 及び韓国の申請に対する検討 の延期を決定しました ○東シナ海資源開発について

は、平成20年6月の合意後、

各種ハイレベル会談等で中国

側に対し、合意を実施に移すべ

く、国際約束締結に向けた交渉

この結果、平成22年7月、東

京において、第1回東シナ海資

源開発に関する国際約束締結

交渉が開催されましたが、尖閣

諸島周辺領海内における海上

保安庁巡視船への中国漁船に

よる衝突事件後、中国側が一方

的に同交渉の延期を表明して

以来、進展が得られておらず、

中国側による一方的な開発行

為は認められないとして、平成

20 年6月の合意の早期実施を

強く求めています。

の実施を働きかけてきました。

○東シナ海資源開発について は、平成20年6月の合意後、 各種ハイレベル会談等で中国 側に対し、合意を実施に移すべ く、国際約束締結に向けた交渉 の実施を働きかけてきました。 この結果、平成22年7月、東 京において、第1回東シナ海資 源開発に関する国際約束締結 交渉が開催されましたが、尖閣 諸島周辺領海内における海上 保安庁巡視船への中国漁船に よる衝突事件後、中国側が一方 的に同交渉の延期を表明して 以来、進展が得られておらず、 中国に対しては、一方的な開発 を行わないよう求めるととも に、平成20年6月の合意の早 期実施を強く求めています。 (外務省)

○東シナ海資源開発について は、平成20年6月の合意後、 各種ハイレベル会談等で中国 側に対し、合意を実施に移すべ く、国際約束締結に向けた交渉 の実施を働きかけてきました。 この結果、平成22年7月、東 京において、第1回東シナ海資 源開発に関する国際約束締結 交渉が開催されましたが、中国 側が一方的に同交渉の延期を 表明して以来、同交渉は再開し ていません。中国に対しては、 - 方的な開発を行わないよう 求めるとともに、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求 めています。(外務省)

○東シナ海資源開発について は、日中間の協力に関する平成 20年6月の合意後、各種ハイレ ベル会談等を含め、中国側に対 し、合意を実施に移すべく、国 際約束締結に向けた交渉の実施 を働きかけてきました。この結 果、平成22年7月、東京におい て、第1回東シナ海資源開発に 関する国際約束締結交渉が開催 されましたが、中国側が一方的 に同交渉の延期を表明して以 来、同交渉は再開していません。 中国に対しては、一方的な開発 を行わないよう求めるととも に、平成20年6月の合意の早期 実施を強く求めています。(外務 省)

○我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年法律第84号)」が平成23年7月22日に公布され、平成24年1月21日から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、これまでのところ、違反事実は認められていません。

○我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使でいく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成 23年法律第84号)」が平成23年7月に公布され、平成24年1月から施行され、探査規制のりたがら適切に実施されていますが、平成26年度末時点で、達反事実は認められていません。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)

○我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は平成26年は15件であったところ、平成27年は28件と増加しています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)

○我が国の排他的経済水域等における我が国の同意を得ない調査活動等が、平成 28 年度には19 件確認されています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)

○平成 22 年 6 月に施行された 「排他的経済水域及び大陸棚 「排他的経済水域及び大陸棚 「排他的経済水域及び大陸棚 「排他的経済水域及び大陸棚の の保全及び利用の促進のため の保全及び利用の促進のため 保全及び利用の促進のための低 の保全及び利用の促進のため の低潮線の保全及び拠点施設 の低潮線の保全及び拠点施設 の低潮線の保全及び拠点施設 潮線の保全及び拠点施設の整備 の整備等に関する法律」(以下 の整備等に関する法律」(以下 の整備等に関する法律」(以下 等に関する法律」(以下「低潮線 「低潮線保全法」という。) に 「低潮線保全法」という。) に 「低潮線保全法」という。)に 保全法」という。) に基づき指定 基づき指定された、低潮線保全 基づき指定された、低潮線保全 基づき指定された、低潮線保全 された、低潮線保全区域(排他 区域 (排他的経済水域等の限界 区域 (排他的経済水域等の限界 区域 (排他的経済水域等の限界 的経済水域等の限界を画する基 を画する基礎となる低潮線の を画する基礎となる低潮線の を画する基礎となる低潮線の 礎となる低潮線の保全が必要な 保全が必要な海域) について、 保全が必要な海域)について、 保全が必要な海域)について、 海域) について、区域内の海底 区域内の海底の掘削等の行為 区域内の海底の掘削等の行為 区域内の海底の掘削等の行為 の掘削等の行為規制の実施、低 規制の実施、低潮線保全区域に 規制の実施、低潮線保全区域に 潮線保全区域における行為規制 規制の実施、低潮線保全区域に おける行為規制を周知するた おける行為規制を周知するた おける行為規制を周知するた を周知するための看板の設置、 めの看板の設置、衛星画像や防 めの看板の設置、衛星画像や防 めの看板の設置、衛星画像や防 衛星画像や防災ヘリコプター等 災ヘリコプター等を活用し、低 災ヘリコプター等を活用し、低 災ヘリコプター等を活用し、低 を活用し、低潮線及びその周辺 潮線及びその周辺状況の人為 潮線及びその周辺状況の人為 潮線及びその周辺状況の人為 状況の人為的な損壊や自然侵食 的な損壊や自然侵食等の状況 的な損壊や自然侵食等の状況 的な損壊や自然侵食等の状況 等の状況調査・巡視等を実施し 調査・巡視等を実施しました。 調査・巡視等を実施しました。 調査・巡視等を実施しました。 ました。現時点で、噴火活動の これまでのところ、低潮線保全 あった西之島を除き、低潮線保 平成 26 年度末時点で、噴火活 平成27年3月末時点で、噴火 区域内における制限行為及び 全区域内における制限行為及び 動状況を調査中の西之島を除 活動状況を調査中の西之島を 地形変化は確認されておりま き、低潮線保全区域内における 除き、低潮線保全区域内におけ 地形変化は確認されておりませ せん。 制限行為及び地形変化は確認 る制限行為及び地形変化は確 ん。(内閣官房、国交省) されておりません。(内閣官房、 認されておりません。(内閣官 国交省) 房、国交省) (2)排他的経済水域等の (2) 排他的経済水域等 の有効な利用等の推進 有効な利用等の推進 ○海洋基本計画を受けて、総合 ○海洋基本計画を受けて、海洋 海洋政策本部参与会議は、前年 政策本部参与会議は、平成26年 度から引き続き平成27年度も 度及び 27 年度に引き続き平成 「海域の利用の促進等の在り 28年度も「海域の利用の促進等 の在り方プロジェクトチーム 方プロジェクトチーム (PT)」 を設置しました。同 PT では、 (PT)」を設置し、我が国が海 海洋活動に適用される我が国 洋立国として海洋の権益をいか 及び諸外国の法制度について に確保していくべきかとの観点 検討を行い、海域利用の促進等 から、漁業(生物資源の保存管 に関する報告を参与会議に行 理)、資源開発(非生物資源の探 いました。これを受け、参与会 査・開発)等の海洋における具体 議は、他PTからの報告も含め 的な活動に焦点を当てつつ検討 を行い、報告を参与会議に行い た意見書をとりまとめ、平成28 ました。これを受け、参与会議 年3月、総合海洋政策本部に同 は、他PTからの報告も含めた 意見書を提出しました。(内閣 官房) 意見書をとりまとめ、平成29年 3 月に、総合海洋政策本部に同 意見書を提出しました。(内閣官 (3)排他的経済水域等の (2)排他的経済水域等の (3)排他的経済水域等の (3) 排他的経済水域等の 開発等を推進するための 開発等を推進するための 開発等を推進するための 開発等を推進するための 基盤・環境整備 基盤・環境整備 基盤・環境整備 基盤・環境整備 ○平成 25 年、我が国の排他的 ○平成 26 年、我が国の排他的 経済水域等において、我が国の 経済水域等において、我が国の 同意を得ない調査活動は 15 件 同意を得ない調査活動は 15 件 あり、海上保安庁では、巡視 あり、海上保安庁の、巡視船・ 船・航空機により中止要求等を 航空機により中止要求等を実 実施するとともに、外交ルート 施するとともに、外交ルートを を通じた中止要求の伝達等、関 通じた中止要求の伝達等、関係 係省庁が連携して的確に対処 省庁が連携して的確に対処し

ました。(外務省、国交省)

しました。

	○低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)を進めています。(国交省)	○低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)	○低潮線保全法に基づき、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留なる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による港湾の管理を実施しています。(国交省)
○沖ノ島島については、小ー・ 神ノ島島については、小ー・ では、小ー・補修 等を継続実施するとともに、保 等を継続実施するとともに、保 等を継続実施するとともに、保 を図るためのしました。 ○新たな海洋基本計画策本とを が新たな、特に係るとは、特に係要と を受議は、特に係要と内なる検討を を受議し、特に係要と内ない。 を受議し、特に必要評をとって、 を受けて、とのでは、のでは、 を受ける、をである。 を受けて、といい。 を受けて、といい。 をできる、とのでは、 をできるが、といい。 できるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 をできるが、といい。 できるが、といい。 できるが、といい。 をできるが、といい。 できるが、といい。 できるが、といい、 できるが、といい。 できるが、といい。 できるが、といい、 できるが、といい。 できるが、といい。 できるが、といい、 できるが、といい。 できるが、といい、 できるが、といい、 できるが、といい、 できるが、といい、 できるが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 できなが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 で	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、人的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対省) ○平成26年7月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PTを設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法について検討を行いました。(内閣官房)	○沖ノ鳥島については、小島を 防護する護岸コンクリートの 損傷の点検やひび割れの補修 等を継続実施するとともに、恒 久的かつ安定的な国土の保全 を図るための島の保全対策等 を検討しています。(国交省)	○沖ノ鳥島については、小島を 防護する護岸コンクリートの損 傷の点検やひび割れの補修等を 継続実施するとともに、恒久的 かつ安定的な国土の保全を図る ための島の保全対策等を検討し ています。(国交省)
等について検討を行いました。 ○海洋産業の振興のため、総合 海洋政策本部の下に、山本海洋 政策担当大臣をチーム長とし、 関係府省の副大臣を構成海域 管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基 本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を 推進するための海域管理の適 切な管理の在り方』を取りまと めました。	○海洋産業の振興のため、平成 26 年 3 月、総合海洋政策本部 の下に、山本海洋政策担当大臣 (当時)をチーム長とし、関係 府省の副大臣を構成員とする 「排他的経済水域等の海域管 理の在り方検討チーム」を設置 し、平成 26 年 6 月に海洋基本 計画に掲げられた『排他的経済 水域及び大陸棚の開発等を推 進するための海域管理の在り方』を取りまとめ ました。(内閣官房)		

## 「5 海洋の安全の確保」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
(1)海洋の安全保障や治 安の確保	(1)海洋の安全保障や治 安の確保	(1)海洋の安全保障や治 安の確保	(1)海洋の安全保障や 治安の確保
○海上保安庁による尖閣三島 の取得・保有以降、それを口実 として尖閣諸島周辺海域では 中国公船による領海侵入が繰 り返されるようになっていま す。海上保安庁では、中国公船 が領海に侵入しないよう警告 するとともに、領海に侵入した 場合には退去要求等を行い、領 海外に退去させています。	○海上保安庁による尖閣三島 の取得・保有以降、それを口実 として尖閣諸島周辺海侵入が繰 り返されるようになっていま す。海上保安庁では、中国公船 が領海に侵入しないよう警告 するとともに、領海に侵入した 場合には退去要求等を行い、領 海外に退去させています。(国 交省、外務省)	○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域に入域するようになり、でも毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。6 年12 月以降はした、平成 27 年 12 月以降は対した、明らかに機関砲を搭載した中国公船による接続水域へて国公船による接続水域へて国公船に対して領海侵入も確認され中国公船に対して領海に侵入した場合には退去させた。(国交省、外務省)	○平成24年9月以降、尖閣諸島 周辺海域では中国公船が荒天の 日を除き、ほぼ毎日接続水域で 確認されており、最近は毎月3 回程度の頻度で領海侵入を繰り 返しています。さらに、平成28 年8月には、多数の中国漁船が 尖閣諸島周辺の接続水域内で 業する中国漁船に引き続く 形で事案が発生しました。海上 保安に侵入しないよう警告場合 に退去要求が発生した。対して 領海にして、領海上 のとととしまして、領海外に退去させています。(国交省、 外務省)
		○海上保安庁において、尖閣領 海警備専従体制を構築するな ど、必要な体制を整備している ところです。(国交省)	○海上保安庁では、平成 28 年 12月の海上保安体制強化に関す る関係閣僚会議で決定された 「海上保安体制強化に関する方 針」の下、戦略的海上保安体制 を構築し、引き続き領海警備や 外国漁船の取締り、我が国周辺 海域の監視、海洋権益確保のた めの海洋調査等に万全を期しま す。(国交省)
	○平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海島周辺神国諸島河田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	○平成 26 年、小笠原諸島周辺 海域において多数確認された 宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域 では確認されていませんが、経 をも、九州西方の排他が発生 するなど、依然としてとから、整 さない状況であることから、警 き続き関係省庁が連携し、警視 を緩めることないるほか、警視 取締りを行っているほか、 シルートや日中漁業共同国 の申し入れを行っている。 (国交省、農水省、外務省)	○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然としてとから、警戒をおきることから、警戒をりることが・関係省庁が・連携し、警戒をりをつけて、外交の場が連携しているほの場をがあることが、外交のよりをでは、大大のでは、大大大のでは、大大大のでは、大大大大大大大大大大大大大大大大大

○東南アジア海域における海 賊対策として、海上保安庁で は、同海域の沿岸国海上保安機 関に対して、法執行等の能力向 上支援を実施しているほか、毎 年、巡視船や航空機を東南アジ ア海域等に派遣しており、平成 25年9月には、マレーシアに、 平成 26 年1月にはインドに巡 視船を派遣し、同国海上保安機 関と連携訓練や海賊対策に係 る意見交換等を実施したほか、 平成 26 年 3 月にはスリランカ に航空機を派遣し同国海上保 安機関と海賊対策に係る意見 交換等を実施しました

賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。(国交省)

○東南アジア海域における海

○東南アジア海域における海 賊対策として、海上保安庁で は、同海域の沿岸国海上保安機 関に対して、法執行等の能力向 上支援を実施しているほか、毎 年、巡視船や航空機を東南アジ ア海域等に派遣しています。ま た、日本が作成を主導したアジ ア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)に基づき設立された 情報共有センターに事務局長 及び事務局長補を継続して派 遣してきており、平成28年4 月には新たに黒木雅文事務局 長が就任しました。(国交省、 外務省)

○東南アジア海域における海賊 対策として、海上保安庁では、 同海域の沿岸国海上保安機関に 対して、法執行等の能力向上支 援を実施しているほか、毎年、 巡視船や航空機を東南アジア海 域等に派遣し、現地において連 携訓練等を行っています。また、 日本が作成を主導したアジア海 賊対策地域協力協定 (ReCAAP) に基づき設立された情報共有セ ンターに事務局長及び事務局長 補を継続して派遣してきてお り、平成28年4月には新たに黒 木雅文事務局長が就任しまし た。(国交省、外務省)

○ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊対策として、「海賊行為 の処罰及び海賊行為への対処 に関する法律」に基づき、海上 自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、 取調べ等の海賊に対する司法 警察業務に的確に対処するた め、海上保安官8名が同乗)及 び P-3C 哨戒機によるソマリア 沖・アデン湾での民間船舶の護 衛活動及び警戒監視活動を行 っており、国土交通省海事局で は、船社からの護衛申請の窓口 業務及び護衛対象船舶の選定 を行っております。なお、海上 自衛隊護衛艦が護衛する船舶 に対する海賊襲撃事案は一切 発生していません

○ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊対策として、「海賊行為 の処罰及び海賊行為への対処 に関する法律」に基づき、海上 自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、 取調べ等の海賊に対する司法 警察業務に的確に対処するた め、海上保安官8名が同乗)及 び P-3C 哨戒機によるソマリア 沖・アデン湾での民間船舶の防 護及び警戒監視を実施してお り、国土交通省海事局では、船 社からの護衛申請の窓口業務 及び護衛対象船舶の選定を行 っています。なお、海上自衛隊 護衛艦が護衛する船舶に対す る海賊襲撃事案は一切発生し ていません。(国交省、防衛省)

○ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊対策として、「海賊行為 の処罰及び海賊行為への対処 に関する法律」に基づき防衛 省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮 捕、取調べ等の司法警察活動に 備え、海上保安官8名が同乗) 及び P-3C 哨戒機による同海域 での民間船舶の防護及び警戒 監視を実施しており、国土交通 省海事局では、船社からの護衛 申請の窓口業務及び護衛対象 船舶の選定を行っています。な お、海上自衛隊護衛艦が護衛す る船舶に対する海賊襲撃事案 はこれまで一切発生していま せん。(国交省、防衛省)

○ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊対策として、「海賊行為の 処罰及び海賊行為への対処に関 する法律」に基づき防衛省・自 衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取 調べ等の司法警察活動に備え、 海上保安官 8 名が同乗) 及び P-3C 哨戒機による同海域での 民間船舶の防護及び警戒監視を 実施しているほか、国土交通省 では、船社からの護衛申請の窓 口業務及び護衛対象船舶の選定 を行っています。なお、海上自 衛隊護衛艦が護衛する船舶に対 する海賊襲撃事案はこれまで-切発生していません。(国交省、 防衛省)

○平成 24 年以降、ソマリア 沖・アデン湾における海賊等事 案の発生件数は、減少傾向にあ るものの、ソマリア海賊を生み 出す根本的原因は未だ解決さ れておらず、海賊による脅威が 存在している状況にあります。 方で、海上保安庁が同海域に おける海賊行為に対処するこ とは現状においては困難であ るため、平成 26年7月18日、 「海賊行為の処罰及び海賊行 為への対処に関する法律」第7 条第1項に定める内閣総理大臣 の承認 (閣議決定) を受け、防 衛大臣は平成27年7月23日ま での間、引き続き自衛隊による 海賊対処行動を継続すること としました。

○平成 24 年以降、ソマリア 沖・アデン湾における海賊等事 案の発生件数は、減少傾向にあ るものの、ソマリア海賊を生み 出す根本的原因は未だ解決さ れておらず、海賊による脅威が 存在している状況にあります。 - 方で、海上保安庁が同海域に おける海賊行為に対処するこ とは現状においては困難であ るため、平成26年7月18日、 「海賊行為の処罰及び海賊行 為への対処に関する法律」第7 条第1項に定める内閣総理大臣 の承認 (閣議決定) を受け、防 衛大臣は平成27年7月23日ま での間、引き続き自衛隊による 海賊対処行動を継続すること としました。(国交省、防衛省、 外務省)

○ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊等事案の発生件数は、自 衛隊を含む各国部隊の海賊対 処活動や民間船舶の自衛措置 といった国際社会による継続 的な取組の成果により、平成24 年以降減少傾向にあり、平成27 年には初めて 0 件となりまし た。しかし、ソマリア国内の貧 困といった海賊を生み出す根 本的原因は未だ解決されてお らず、海賊による脅威が存在し ている状況にあります。一方 で、海上保安庁が同海域におい て、海賊行為に対処することは 現状においては困難であるた め、平成27年7月7日、「海賊 行為の処罰及び海賊行為への 対処に関する法律」第7条第1 項に定める内閣総理大臣の承 認(閣議決定)を受け、防衛大 臣は平成28年7月23日までの 間、引き続き自衛隊による海賊 対処行動を継続することとし ました。(国交省、防衛省、外 務省)

○ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊等事案の発生件数は、自 衛隊を含む各国部隊の海賊対処 活動や民間船舶の自衛措置とい った国際社会による継続的な取 組の成果により、平成24年以降 減少傾向にあり、平成27年には 初めて0件となり、平成28年は 2 件に留まるなど、近年低い水 準で推移しています。しかし、 ソマリア国内の貧困といった海 賊を生み出す根本的原因は未だ 解決されておらず、海賊による 脅威が引き続き存在している状 況にあります。そのため、平成 28年11月1日、「海賊行為の処 罰及び海賊行為への対処に関す る法律」第7条第1項に定める 内閣総理大臣の承認 (閣議決定) を受け、防衛大臣は平成 29 年 11 月 19 日までの間、引き続き 自衛隊による海賊対処行動を継 続するとともに、近年の直接護 衛の所要の傾向を踏まえ、派遣 する護衛艦の隻数を2隻から1 隻にすることを決定しました。 (国交省、防衛省、外務省)

○平成25年12月から派遣海賊 対処行動水上部隊が、これまで の民間船舶の護衛に加え、海賊 対処のための多国籍の連合任 務部隊である CTF151 に参加 してゾーンディフェンス (特定 の海域の中で警戒監視を行う 活動)を実施しています。また 平成26年2月からは派遣海 対処行動航空隊も CTF151 に 参加してアデン湾の警戒監視 飛行を実施しています。	○平成25年12月から派遣海賊 対処行動水上部隊が、これまで の民間船舶の護衛に加え、海賊 対処のための多国籍の連合任 務部隊である CTF151 に参加 してゾーンディフェンス (特定 の海域の中で警戒監視を行う 活動)を実施しています。また、 平成26年2月からは派遣海 対処行動航空隊も CTF151 に 参加してアデン湾の警戒監視 飛行を実施し、平成26年8月 からは海上自衛官を CTF151 司令部に派遣しています。(防 衛省)	○派遣海賊対処行動水上部隊は、これまでの民間船舶の護衛に加え、平成 25年 12 月から海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に(特定の海域の中で警戒監視で事域の中で警戒監視で行う活動)を実施して派遣海賊空隊も CTF151 に湾のを実施してソマリア・アデンスの関係であれてリーでを支は海上自衛により、平成とは海上自衛により、平成 26年 8 月からは海上自衛にででであるとともに、平成 27年 5 月末から同年 8 月末までの間令をとして派遣しました。(防衛者)	○派遣海賊対処行動水上部隊は、民間船舶の護衛のほか、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンデッス(特行う海域の中で警戒監視を行う海賊対処行動がであるで表現を行う海賊対処行動ができるででででででででででででででででででででででででででででででででででで
○平成 22 年以降、ソマリア 沖・アデン湾に集中してアラットで 東中レール・アラットで が、オマーンが、といった。 を備員の外洋に拡てしまで が、大民間しまで、 を備員の日本籍船に適用される がりが、 がいたでした。 がいた。 とかした。 とから、 のの日本籍が増加らいる がいたでした。 とから、 のの日本籍が、 のの日本の がいたでした。 とから、 のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の のの日本の ののと ののと ののと ののと ののと ののと ののと ののと ののと の	○平成 22 年以降、ソマリア 沖・アデン湾に集中・レース ・アデン湾に集中・ルートで ・アットを ・大に集中・ルートで ・大に集中・ルートで ・大にませい。 ・大には ・大には ・大には ・大には ・大に ・大に ・大に ・大に ・大に ・大に ・大に ・大に ・大に ・大に	○平成 22 年以降、ソマリア 一平成 22 年以降、ソマリア 神・アデン湾に集中・アラを集中・アラを集中・アラを集中・アラを集中・アラを ・アデン湾に実施・アラを開いた。 海へといて民間した。 ・田本籍といて民間には銃されるため、 ・日本籍といる。 ・日本籍といる。 ・日本籍には銃されるため、 ・日本籍にがいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍にいる。 ・日本籍においる。 ・日本語においる。 ・日本語は、 ・日本	○平成 22 年以降、ソマリア沖・ で 22 年以降、ソマリア沖・ で 22 年以降、ソマリア沖・ で 22 年以降、ファデル海に集中してライン、 で 25 で 25 で 36 で 3
○海上保安庁では、全国の原子 力発電所等の周辺海域に巡視 船艇を常時配備するとともに、 必要に応じて航空機による監 視警戒を実施しています。	○海上保安庁では、全国の原子 力発電所等の周辺海域に巡視 船艇を常時配備するとともに、 必要に応じて航空機による監 視警戒を実施しています。(国 交省)	○海上保安庁では、全国の原子 力発電所等の周辺海域に巡視 船艇を常時配備するとともに、 必要に応じて航空機による監 視警戒を実施しています。(国 交省)	○海上保安庁では、現下の厳力発電上保安庁では、現下の厳力発電所の強力を踏まえ、原船艇にたを踏まえ、原船艇にたを踏まえ、原船艇にたを踏って、選別では、必要になり、臨時では、大きが、大きが、は、は、ないが、は、は、ないが、は、は、ないが、は、は、ないが、は、は、ないが、は、は、ないが、は、は、ないが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

○平成 25 年 5 月には、ポーランド・ワルシャワにおいて、拡 散に対する安全保障構想 (PSI) 創設 10 周年を記念するハイレベル政治会合 (HLPM) が開催 され、我が国の人員が参加しま	<ul><li>○平成 26 年 5 月には、米国・ニューポートにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG) が開催され、我が国の人員が参加しました。同年 8 月</li></ul>	○平成 27 年 5 月にカナダ・オ タワにおいて開催された拡散 に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG)、同年 11 月にニュー ジーランド・ウェリントンにお	○平成28年5月の伊勢志摩サミットでは、巡視船艇最大約 100 隻を投入するなど、最大規模の警備体制で対応し、警察等関係機関との連携はもち写るんのこと、地元三重県や志摩市協力の下で大きな混乱もなく、画交省)○大量破壊兵器等の拡散し、管備を完遂しました。(国交省上を目的とする、拡散に関し、平成28年4月に英国において開催された英国主催オペレーショラ門家(OEG)会合及び同年9月
した。また、平成 30 年に我が 国が訓練を主催することを見 据え、かつ平成 26 年 8 月の米 国 主 催 PSI 阻 止 訓 練 「FortuneGuard2014」におい て、我が国として可能な貢献を 行うべく、計画会合へ積極的に 参加しています。 (2)海上交通における安 全対策	には米国・ホノルルにおいて、 米国主催 PSI 阻止訓練 「FortuneGuard2014」において、我が国から艦船及び人員が 参加しました。(外務省、警察 庁、国交省、防衛省)  (2)海上交通における安 全対策	いて開催されたニュージーランド主催 PSI 阻止机上訓練「MARU2015」、及び平成 28年1月に米国・ワシントンにおいて開催された PSI 高級事務レベル会合に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省) (2)海上交通における安全対策	にシンガポールにおいて開催されたシンガポール主催海上阻止訓練「DeepSabre 16」に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省、国交省)  (2) 海上交通における安全対策
	■	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。台に、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導(立入検査)を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)	○海運事業者の安全管理体制の 構築を目指す運輸安全マネジメ ント評価を実施するとともに、 海上運送法等の法令遵守を徹底 するため、旅客船及び貨物船に 対する運航管理監査並びに船員 法等に基づく船員労務監査等を 実施しました。さらに、運航労 務監理官及び船舶検査官入検査 を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交 省)
		○平成27年7月のフェリー「さんないでは、 んないでは、 がでいまして、国土交通省などが、 がで消防に関する。 で消防に関する。 で消防で、国土交通省なが、 が消費では、 を検討する。 で検討するとともに、各乗組の を検討するとともに、各乗組の を検討するとともに、各乗組の 手引書をとりまとめました。 の手引書をとりまとがまれた。 で活用して、全国のフェリー強 を活用して、大災対策 を活用に対して大災対策の強化 を指導します。(国交省)	とめて公表しました。平成 28 年度は、全国で説明会等を開催するとともに、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化のための指導を行いました。(国交省)
		○小型船舶からの海中転落に よる毎年約 80 人の死者・行方 不明者を減少させるため、国土 交通省は検討委員会を開催し、 平成 29 年の夏頃に、小型船舶 におけるライフジャケットの 着用義務範囲を拡大すること を決めました。(国交省)	○小型船舶からの海中転落による毎年約80人の死者・行方不明者を減少させるため、平成30年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けることとし、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正を行いました。(国交省)

		○国際海事機関における協議 の安全基準策定に関する燃料備 に参画し、天然ガス等を燃整備 を主導した他、子成 25 年 6 月 の大型コンテナ船の安全基準等等年 の大型コンテナな構造をで の大型で が表した。そ全航行 に役立の大型で を全統一の大型で が、安全航行 に役立して いての 議論を主導してい対応し また、新たな国際基準に した、新たなの整備 した。(国交省)	○船舶の安全に関しては、、国際 海事機関(IMO)を中心には、 を定めける。 おり、我極的には IMO におおおおりされた。 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 をアルるには、 を変して、 を変したをで変した。 を変したを、 を変したを、 を変した。 を変した。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。	○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難 体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)	○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)	○海上保安庁では、海難救助等 に対する迅速かつ的確な対応を 可能とするため、高性能化を図 った巡視船艇・航空機の整備を 推進するとともに、救助・救 に満た を全国各地に潜水士、機動救 士を配置しています。また、 大変助に関する合同訓練や机上 訓練を定期的に実施するととも
○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的に実施しています。	○地方公共団体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的に実施しています。(国交省)	○地方公共団体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的に実施しています。(国交省)	に、漂流予測の精度向上に取り 組みました。(国交省) 〇地方公共団体、漁業協同組合、 港湾関係者等で構成する協議会 等においては、海洋汚染、海上 災害に迅速かつ的確に対応でき るよう油防除訓練等を定期的に 実施しています。(国交省)

○ AIS) を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一の発生を 一のである 一ので	○高を等及等、まで、 ○高にのでは、 のいいでは、 のいいでは、 ののでは	○ 高大学 では、	○海がは、一つでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
の消灯等の緊急情報を電子メ ールで配信するサービスを実 施しています。	の消灯等の緊急情報を電子メ ールで配信するサービスを実 施しています。(国交省)		
		○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報を避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)	○「海の安全情報」として、広 く国民に対し、気象・海象報を ウェブサイト等においてれたと アルンアドレスに神神を で配信するととで、海難を 御出に対し、 一ルアドレスに神神を を配信するととで、 を配信するとは、 を関かします。また、 を発生した海難を を変け、 で配を生した。 を変け、 で配を生した。 を変け、 で配を生し、 に、 「竜巻注意情報」 等の海難 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、

た。 OSOLAS 条約、MARPOL 条 約等の国際条約に定められた 義務・役割を適正に果たし、適 切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実 施体制を確保するため、PSC 官 の増員を継続的に実施しています。 (3)海洋由来の自然災害	○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を確保するため、PSC官の増員を継続的に実施しています。(国交省)	○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。(国交省)	等の国際条約に定められた義
	保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インタいる通信をいる通信、インタいのでは、のほか衛星通信、インタいをといる媒体にはよりにはないではないでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これらのでは、これが、これには、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行で製造して、もらに、利用者が提供しています。といるよう、地図上に表示したます。(国交省) ○海沢に関する情報を近にの海沢に関する情報を下います。(国交省) ○海沢に関する情報を海にの報としてインター来も海洋にの提供するほか、コンチにの報としてインターを表してインターを表しています。(国交省)	用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報としてもらに、地域では、地域である。は、地域である。は、地域では、は、地域では、は、地域では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上	グガイド(瀬戸内海)を刊行しました。(国交省) ○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報をとしてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上	○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてイン・マット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運
	○外国船舶の海難防止対策の 一環として、英語で表記した紙 海図及び水路誌を刊行してい るほか、ふくそう海域における 航法の理解を促進するため、交 通ルールを英語で記載した我 が国初のルーティングガイド (伊勢湾)を平成27年3月5 日に刊行しました。(国交省)	○外国人船員が乗る船舶の海 難防止対策の一環として、英語 で表記した紙海図及び水路誌 を刊行しているほか、ふくそう 海域における航法の理解を促 進するため、交通ルールを英語 で記載した我が国初のルーティングガイド(伊勢湾)を平成 27年3月に、同年7月にはルーティングガイド(東京湾)、 平成28年3月にはルーティン	○外国人が運航する船員が乗る 船舶の海難防止対策の一環とし て、英語のみで表記した紙海図 及び水路誌を刊行しているほ か、ふくそう海域における航法 の理解を促進するため、法令や それに対応する地理的位置関係 を体系的に表示したマリナーズ ルーティングガイドを東京湾、 伊勢湾、瀬戸内海の3海域を刊 行しています。(国交省)

○また、平成 26 年 3 月には、 「南海トラフ地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別 措置法」に基づく「南海トラフ 地震防災対策推進基本計画」を 中央防災会議において決定し ました。この計画では、南海ト ラフ地震防災対策の基本的な 方針やそれに基づく基本的な 施策、さらには各施策に係る具 体目標及びその達成期間等に ついて定めています ○設計外力を超えた津波に対 ○平成 26 年 6 月に海岸法が改 ○平成26年6月に海岸法が改正 ○設計外力を超えた津波に対 し、津波が天端を越流した場合 し、津波天端(てんば)を越流し 正され、設計外力を超えた津波 され、設計外力を超えた津波に でも堤防の効果が粘り強く発 対し、津波が堤防を越流した場 た場合でも堤防の効果が粘り に対し、津波が堤防を越流した 場合でも堤防の効果が粘り強 合でも堤防の効果が粘り強く発 揮できるような構造の海岸堤 強く発揮できるような構造の 防、防波堤等の整備を推進しま 海岸堤防、防波堤等の整備を推 く発揮できるような構造(「緑 揮できるような構造(「緑の防潮 した。特に海岸堤防等について 進しました。平成26年6月に の防潮堤」を含む)の海岸堤防、 堤」を含む)の海岸堤防、防波 は、「緑の防潮堤」をモデル的 改正海岸法が成立し、施設と一 防波堤等を法律上明確に位置 堤等を法律上明確に位置付け、 に整備しました。 体的に設置された根固工又は 付け、一層の整備を推進しまし 一層の整備を推進しました。(農 樹林 (「緑の防潮堤」) 等の「粘 た。(農水省、国交省) 水省、国交省) り強い構造」の堤防等を法律上 明確に位置付けられ、一層の整 備を推進しました。(国交省) ○海岸における水門・陸閘等に ○海岸における水門・陸閘等に ○海岸における水門・陸閘等に ○海岸における水門・陸閘等に ついては、平成25年4月に「津 ついては、平成25年4月に「津 ついては、平成26年6月に海 ついては、安全かつ、迅速・確 波・高潮対策における水門・陸 実に現場操作員が操作・退避で 波・高潮対策における水門・陸 岸法が改正され、水門・陸閘等 閘等管理システムガイドライ 閘等管理システムガイドライ の操作方法、訓練等に関する操 きるよう「津波・高潮対策にお ける水門・陸閘等管理システム ン」の改訂及び「水門・陸閘等 ン」の改訂及び「水門・陸閘等 作規則等の策定を義務付けら の整備・管理のあり方(提言)」 の整備・管理のあり方(提言)」 れるとともに、現場操作員の安 ガイドライン」を平成 28 年 4 月に補訂しました。また、現場 をとりまとめ、これらを踏ま をとりまとめ、これらを踏ま 全を最優先とした操作・退避ル え、水門・陸閘等の自動化・遠 え、水門・陸閘等の自動化・遠 ールの策定指針等を盛り込ん 作業員の安全を確保し、確実に 隔操作化の推進及び効果的な 隔操作化の推進及び効果的な で「津波・高潮対策における水 閉鎖等を行うため、水門・陸閘 管理運用を進めました。 管理運用を進めました。平成26 門・陸閘等管理システムガイド 等の自動化・遠隔操作化を推進 年6月に改正海岸法が成立し、 ライン」を平成27年4月に改 しました。(農水省、国交省) 水門・陸閘等の操作方法、訓練 訂し、水門・陸閘等の自動化・ 等に関する操作規則等の策定 遠隔操作化の推進及び効果的 を義務付けられるとともに、現 な管理運用を進めました。さら 場操作員の安全を最優先とし に、操作・退避ルールを現場操 た操作・退避ルールの策定指針 作員にまで確実に浸透させる をとりまとめるなど、水門・陸 ための取組等について検討を 閘等の効果的な管理運用を進 進めました。(農水省、国交省) めました。(第1部3参照)(国 ○平成 23 年度に成立した「津 ○平成 23 年度に成立した「津 ○平成 23 年度に成立した「津 ○平成23年度に成立した「津波 波防災地域づくりに関する法 波防災地域づくりに関する法 波防災地域づくりに関する法 防災地域づくりに関する法律」 律」に基づき、将来起こりうる 律」に基づき、将来起こりうる 律」に基づき、将来起こりうる に基づき、将来起こりうる津波 津波災害の防止・軽減のため、 災害の防止・軽減のため、都道 津波災害の防止・軽減のため、 津波災害の防止・軽減のため、 都道府県の「津波浸水想定」の 都道府県の「津波浸水想定」の 都道府県の「津波浸水想定」の 府県の「津波浸水想定」の設定 設定や「津波災害警戒区域等」 設定や「津波災害警戒区域等」 設定や「津波災害警戒区域等」 や「津波災害警戒区域等」の指 の指定等の支援を行い、ハ の指定等の支援を行い、ハー 定等の支援を行いました。(国交 の指定等の支援を行い、ハー ド・ソフトの施策を組み合わせ ド・ソフトの施策を組み合わせ ド・ソフトの施策を組み合わせ た「多重防御」による「津波防 た「多重防御」による「津波防 た「多重防御」による「津波防 災地域づくり」を推進しまし 災地域づくり」を推進しまし 災地域づくり」を推進しまし た。また、高潮・高波による浸 た。また、高潮・高波による浸 た。(国交省) 水被害の軽減を図るため、うち 水被害の軽減を図るため、うち 上げ高予報の実現に向けた、波 上げ高予報の実現に向けた、波 浪やうち上げ高の観測及びう 浪やうち上げ高の観測及びう ちあげ高予測システムの技術 ち上げ高予測システムの技術 開発を推進しました。 開発を推進しました。(国交省)

正され、想定し得る最大規模の され、想定し得る最大規模の高 高潮に対する避難体制等の充 潮に対する避難体制等の充実・ 実・強化を図るため、高潮に係 強化を図るため、高潮浸水想定 る水位周知海岸及び高潮浸水 区域の指定を促進しました。(農 想定区域の指定制度等を創設 水省、国交省) しました。また、高潮・高波に よる浸水被害の軽減を図るた め、うち上げ高予報の実現に向 けた、波浪やうち上げ高の観測 及びうち上げ高予測システム の技術開発を推進しました。 (農水省、国交省) ○巨大海底地震・津波への対応 ○巨大海底地震・津波への対応 ○海溝型巨大地震・津波への対 ○海溝型巨大地震・津波への対 については、南海トラフの巨大 応については、南海トラフ巨大 応については、南海トラフ巨大 については、東南海地震の想定 震源域に敷設した海底ネット 地震の想定震源域(紀伊半島 地震の想定震源域(紀伊半島 地震の想定震源域のうち、紀伊 ワークシステムを運用すると 沖)に敷設した地震・津波観測 沖) に敷設した地震・津波観測 半島沖に敷設した地震・津波観 ともに、南海地震の想定震源域 監視システム (DONET1) を運 監視システム (DONET1) を運 測監視システム(DONET1)及 にもより広範囲に海底ネット 用するとともに、同震源域(紀 用するとともに、同じく想定震 び潮岬沖から室戸岬沖に敷設し 伊水道沖) にもより広範囲に同 ワークシステムを構築するた 源域である潮岬沖から室戸岬 た同システム (DONET2) を運 め、ケーブル敷設予定海域の事 システム (DONET2) を構築す 沖への同システム (DONET2) 用しています。また、日本海溝 の敷設を完了し、運用を開始し 海底地震津波観測網(S-net)は、 前調査を実施し、基幹ケーブル るため、基幹ケーブルの敷設を の一部敷設を行いました。 完了するとともに、一部観測機 ました。また、日本海溝海底地 北海道沖から千葉県房総沖にお 震津波観測網 (S-net) の整備 ける海底ケーブルと海底地震 た、日本海溝海底地震津波観測 器の設置を行いました。また、 計・津波計の敷設が完了し、運 網の整備に向けて、ケーブル敷 日本海溝海底地震津波観測網 に向けて、千葉県房総沖、岩手 設予定海域の事前調査を実施 (S-net) の整備に向けて、千 県沖、青森県沖に続いて、茨城 用を開始しました。これらの観 するとともに、千葉県房総沖で 葉県房総沖に続いて、青森県 県沖、福島県沖、宮城県沖、北 測網から得られたデータは、 海底ケーブルの敷設を行いま 沖、岩手県沖、宮城県北部沖で 海道沖で海底ケーブルと海底 S-net の海溝軸外側に敷設した 海底ケーブルと海底地震津波 した。地震・津波観測監視シス 地震計・津波計の敷設を行いま 部分を除き、津波警報等の更新 テム 2 期 (DONET2) の構築 計の敷設を行いました。(文科 した。加えて、これらの観測網 や沖合の津波観測に関する情報 から得られたデータの活用を の発表に活用しています。また、 位置について、昨年度に実施し 省、国交省) た構築予定海域の事前調査結 進め緊急地震速報や津波観測 これらのデータを緊急地震速報 果により、海底ケーブル敷設ル 情報の発表の迅速化等に取り の発表の迅速化に活用するため 組んでいます。(文科省、国交 - トと観測点構築位置を決定 の検討を進めています。(文科 その工事に着手しました 省、国交省) ○船舶、沿岸の安全を確保する ○船舶、沿岸の安全を確保する ○船舶、沿岸の安全を確保する ○船舶、沿岸の安全を確保する ため、海洋気象観測船、漂流型 ため、海洋気象観測船、漂流型 ため、海洋気象観測船、漂流型 ため、海洋気象観測船、漂流型 海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮 海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮 海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮 海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮 位計、衛星等を用いた観測、解 位計、衛星等を用いた観測、解 位計、衛星等を用いた観測、解 位計、衛星等を用いた観測、解 析を通じた地域特性の把握及 析を通じた地域特性の把握及 析を通じた地域特性の把握及 析を通じた地域特性の把握及び び地域特性を踏まえた高潮・波 び地域特性を踏まえた高潮・波 地域特性を踏まえた高潮・波浪 び地域特性を踏まえた高潮・波 浪モデル等の予測技術の改良 浪モデル等の予測技術の改良 浪モデル等の予測技術の改良 モデル等の予測技術の改良等を 等を行い、高潮・高波に関する 等を行い、高潮・高波に関する 等を行い、高潮・高波に関する 行い、高潮・高波に関する防災 防災情報の提供等を引き続き 防災情報の提供等を引き続き 防災情報の提供等を引き続き 情報の提供等を引き続き実施す 実施するほか、海上予報・警報 実施するほか、海上予報・警報 実施するほか、海上予報・警報 るほか、海上予報・警報の発表、 の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するととも の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するととも の発表、気象無線模写通報 気象無線模写通報 (JMH) 等を (JMH) 等を実施するととも 実施するとともに、台風予報の に、台風予報の精度の向上に取 に、台風予報の精度の向上に取 に、台風予報の精度の向上に取 精度の向上に取り組みました。 り組みました り組みました。(国交省) り組みました。(国交省) (国交省)

○平成27年5月に水防法が改

○平成27年5月に水防法が改正

○気象庁では、平成 23 年東北 地方太平洋沖地震での甚大な 津波被害を受け、津波警報の課 題とその改善策について有識 者、防災関係機関等による勉強 会・検討会を開催して検討を行 い、マグニチュード8を超える ような巨大地震による津波に 対しても適切な警報を発表す るとともに、簡潔な表現で避難 を促す改善を実施した新しい 津波警報の運用を平成 25 年 3 月7日から行っています。

○気象庁では、平成 23 年東北 地方太平洋沖地震での甚大な 津波被害を受け、津波警報の課 題とその改善策について有識 者、防災関係機関等による勉強 会・検討会を開催して検討を行 い、マグニチュード8を超える ような巨大地震による津波に 対しても適切な警報を発表す るとともに、簡潔な表現で避難 を促す改善を実施した新しい 津波警報の運用を平成 25 年 3 月から行っています。(国交省)

○気象庁では、平成 23 年東北 地方太平洋沖地震での甚大な 津波被害を受け、津波警報等の 課題とその改善策について有 識者、防災関係機関等による勉 強会・検討会を開催して検討を 行い、マグニチュード8を超え るような巨大地震による津波 に対しても適切な警報等を発 表するとともに、簡潔な表現で 避難を促す改善を実施した新 しい津波警報等の運用を平成 25年3月から行っています。 更に、沖合の津波観測資料から 初期の水位分布を推定し沿岸 の津波高を予測する新たな手 法の導入に取り組んでいます。 (国交省)

○気象庁では、平成23年東北地 方太平洋沖地震での甚大な津波 被害を受け、津波警報等の課題 とその改善策について有識者、 防災関係機関等による勉強会・ 検討会を開催して検討を行い、 マグニチュード8を超えるよう な巨大地震による津波に対して も適切な警報等を発表するとと もに、簡潔な表現で避難を促す 改善を実施した新しい津波警報 等の運用を平成25年3月から行 っています。更に、沖合の津波 観測データから初期の水位分布 を推定し沿岸の津波高を予測す る新たな手法の導入に取り組ん でいます。(国交省)

○東日本大震災における大津 波により多くの船舶被害等が 発生したこと等を踏まえ、平成 26年3月、津波避難マニュア ルを作成するための手引きを 作成し、船舶運航事業者におけ る津波避難マニュアル作成を 促進するため、必要な支援を行 っています。(国交省)

○東日本大震災における大津波 により発生した船舶被害等を踏 まえ、船舶津波避難対策として、 平成 26 年より事業者における 船舶津波避難マニュアルの作成 促進を行っております。中小規 模事業者や外航船舶における津 波避難対策促進のため平成 28 年7月に新たな様式「津波対応 シート」、9月には同外国語版を 公表しました。また、マニュア ルに関する説明会等を行うとと もに、策定したマニュアルに基 づく訓練の実施、マニュアルの 見直しについても指導する等、 引き続き必要な支援を行ってい (国交省)

○津波発生時の船舶の避難計画 策定を支援するため、南海トラ フ地震および首都直下地震によ る津波の被害が予想される地域 について、港湾等における津波 の挙動を予測した津波防災情報 図を作成し提供しています。(国 交省)

【平成 29 年度】

## 「10 離島の保全等」に関する年次報告における記述

### (1) 離島の保全・管理 ○平成 22 年 6 月に施行された 「排他的経済水域及び大陸棚 の保全及び利用の促進のため の低潮線の保全及び拠点施設 の整備等に関する法律」(以下 「低潮線保全法」という。) に 基づき指定された、低潮線保全 区域(排他的経済水域等の限界 を画する基礎となる低潮線の 保全が必要な海域)について、 区域内の海底の掘削等の行為 規制の実施、低潮線保全区域に おける行為規制を周知するた めの看板の設置、衛星画像や防 災ヘリコプター等を活用し、低 潮線及びその周辺状況の人為

【平成 26 年度】

## (1) 離島の保全・管理

【平成 27 年度】

○<3(1) 再掲>平成22年6 月に施行された「排他的経済水 域及び大陸棚の保全及び利用 の促進のための低潮線の保全 及び拠点施設の整備等に関す る法律」(以下「低潮線保全法」 という。) に基づき指定された、 低潮線保全区域 (排他的経済水 域等の限界を画する基礎とな る低潮線の保全が必要な海域) について、区域内の海底の掘削 等の行為規制の実施、低潮線保 全区域における行為規制を周 知するための看板の設置、衛星 画像や防災ヘリコプター等を 活用し、低潮線及びその周辺状

○<第2部3(1)再掲>平成22 年6月に施行された「排他的経 済水域及び大陸棚の保全及び 利用の促進のための低潮線の 保全及び拠点施設の整備等に 関する法律」(以下「低潮線保 全法」という。) に基づき指定 された、低潮線保全区域(排他 的経済水域等の限界を画する 基礎となる低潮線の保全が必 要な海域) について、区域内の 海底の掘削等の行為規制の実 施、低潮線保全区域における行 為規制を周知するための看板 の設置、衛星画像や防災ヘリコ プター等を活用し、低潮線及び

(1) 離島の保全・管理

【平成 28 年度】

### ○<第2部3(1)再掲>平成 22年6月に施行された「排他的 経済水域及び大陸棚の保全及び 利用の促進のための低潮線の保 全及び拠点施設の整備等に関す る法律」(以下「低潮線保全法」 という。) に基づき指定された、 低潮線保全区域(排他的経済水 域等の限界を画する基礎となる 低潮線の保全が必要な海域) に ついて、区域内の海底の掘削等 の行為規制の実施、低潮線保全 区域における行為規制を周知す るための看板の設置、衛星画像 や防災ヘリコプター等を活用 低潮線及びその周辺状況の

(1) 離島の保全・管理

的な損壊や自然侵食等の状況 調査・巡視等を実施しました。 これまでのところ、低潮線保全 区域内における制限行為及び 地形変化は確認されておりま せん。	況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)	その周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成27年3月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)	人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。 現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内 における制限行為及び地形変化 は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
○低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手し、引き続き整備を実施しております。	○<3(2) 再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)を進めています。(国交省)	〇〈第2部3(3)再掲〉低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)	○〈第2部3(3)再掲〉低潮線保全法に基づき、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による港湾の管理を実施しています。(国交省)
○特定離島において、産官学が 連携した海洋関連技術開発を 推進するため、まずは南鳥島を 対象として、民間企業、研究機 関等に対し、技術開発の意向を 募集した。	○特定離島において、産官学が 連携した海洋関連技術開発を 推進するため、まずは南鳥島を 対象として、民間企業、研究機 関等が行う技術開発課題を公 募により決定するとともに、技 術開発実施基本計画を策定し ました。(内閣官房、国交省)	○特定離島において、産官学が 連携した海洋関連技術開発を 推進するため、まずは南鳥島を 対象として、民間企業、研究機 関等が行う技術開発課題を公 募により決定し、技術開発実施 基本計画を策定し、平成 27 年 度より現地における技術開発 を開始しました。(内閣官房、 国交省)	○特定離島において、産官学が 連携した海洋関連技術開発を推 進するため、まずは南島島を対 象として、民間企業、研究機関 等が行う技術開発課題を公募に より決定し、技術開発実施基本 計画を策定し、平成27年度から 現地における技術開発を開始し ました。(内閣官房、国交省)
○沖ノ鳥島については、小島を 防護する護岸コンクリートの 損傷の点検やひび割れの補修 等を継続実施するとともに、恒 久的かつ安定的な国土の保全 を図るための島の保全対策等 の検討を実施しました。	○<3(2) 再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)	○〈第2部3(2)再掲〉沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)	○〈第2部3(3)再掲〉沖ノ 鳥島については、小島を防護す る護岸コンクリートの損傷の点 検やひび割れの補修等を継続実 施するとともに、恒久的かつ安 定的な国土の保全を図るための 島の保全対策等の検討をしてい ます。(国交省)
○平成21年12月に総合海洋政 策本部とは、 東本部離島の保全・ を、は、 を、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	○平成21年12月に総合海洋政 策本部決定された「海洋理の ための離島の保全・管理の を、関する基本方針」にはる さ、領海の外縁を根拠付ける 島に行うとともに国民の保全・ 資するため、平区に名称のを は、地図・海図に名称のを は、地図・海図島へ土地所等や は、158の離島、土地所等や は、158の離島、土地所等や は、といる。また、土地居等と を把握は長い、島に一部に を地域のは、島に一部に を地域のは、島に一部に は、自己に、 のは、自己に、 のは、自己に、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	○平成21年12月に総合海洋政 策本部決定された「海洋管理の ための離島の保全・管理のあり 方に関連の外縁を根拠付りし、 き、領海の外縁を根拠付りし、 会・管理を適切に行いました。 さらに地物を一意に識別するとができるコード)の検けけると ができるコード)の検けける 島に地理識別子を付けしました。 は地理識別子を付けしました。 また、土地所有状況を離 島により、 調査を進めました。 (内閣官房、国交省)	○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定、平成27年6月改定、以下「離島の基本方針」という。)に基づき、平成28年7月に領海及び排他的経済水域を保全するうえで国境離島が果たす重要な役割や法令、予算といった基礎情報を掲載した国境離島 WEBページを開設しました。(内閣官房)

○離島の保全・管理に資するため、ベヨネース列岩(東京都八丈支庁)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。	○離島の保全・管理に資するため、南硫黄島(東京都小笠原村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)	○離島の保全・管理に資するため、銭洲(東京都神津島村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)	○離島の保全・管理に資するため、西之島(東京都小笠原村)、 須美寿島(東京都)において三 角点設置を実施しました。また、 電子基準点を設置している沖ノ 鳥島、南鳥島等において位置決 定及び地殻変動監視のための観 測、施設の維持管理を実施しま した。(国交省)
○色丹島、択捉島について、平成24、25年度に2万5千分1 地形図47面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土Web)で公開しました。2万5千分1地形図(印刷図)については、平成26年度の刊行を予定しています。	○色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土 Web)で公開し、平成 26 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 (印刷図)を刊行しました。(国交省)		
○奄美群島や小笠原諸島等の 離島の貴重な生態系等を適切 に保全・管理するため、奄美大 島・沖縄島北部地域において、 マングースの捕獲による防除 事業、小笠原諸島においてグリ ーンアノールの捕獲等による 防除事業を継続して実施しま した。	○奄美群島や小笠原諸島等の 離島の貴重な生態系等を適切 に保全・管理するため、奄美大 島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島における グリーンアノール等の外来種 の防除事業を継続して実施し ました。(環境省)	○ 奄美群島や小笠原諸島等の 離島の貴重な生態系等を適切 に保全・管理するため、奄美大 島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島における グリーンアノール等の外来種 の防除事業や、絶滅のおそれの ある種の保護増殖事業を継続 して実施しました。(環境省)	○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。(環境省)
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成26年6月30日に、領線を有いる離島を対象として、最終提言をとりまとめました。(内閣官房)	○「未の職品の保 全・ででは、 一ででででででいる。 一でででででいる。 一でででででいる。 一ででででいる。 一ででででいる。 一ででででいる。 一ででででいる。 一ででででいる。 一ででででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででは、 一ででいる。 一でででいる。 一ででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一でででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一でででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 でいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 でい。 でいる。	○離島の基本方針に基づき、我が国の領海基線を有する無人離島431島のうち、無主の離島273島について、国有財産としころです。この登録を進めて来たとこ所管することとなった。当後には、平成29年3月に、不動産登記は、平成登載は終了し、不動産登記は、東に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、登記の帰託を終了しました。(内閣官房等)
			○平成 28 年 4 月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に保る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 33 号。)が議員立法で成立したことを受け、平成 28 年7月の第15回総合海洋政策本部会合にて、離島の基本方針を改訂しました。また、平成 29 年 4 月に有人国境離島法が施行され、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要となる特定有人国境離島地域

			に係る地域社会の維持に関し、 国費50億円の新たな交付金等、 関連施策の予算の執行により、 関係都道県等が実施する航路・ 航空路の住民運賃の低廉化等の 取組を支援しています。(内閣官 房等)
(2) 離島の振興	(2) 離島の振興	(2) 離島の振興	(2) 離島の振興
○平成 25 年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、推進等による交流の拡大促進及の推進等を支援しました。。 ・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。 ・大等の定位に入れて、東部のでは、大等の定位では、観光の推進等を全をしました。 ・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。 ・成離島流通効率化に募集の表が、離島の流通効率化に機材の導	○平成 25 年度から施行された 改正離島振興法を踏まえ、定住 の促進を図るため創設した離 島活性化交付金を活用し、海上 輸送費の軽減等戦略産業の 成による雇用拡大等の定住促 進、観光の推進等による交流の 拡大促進、安全・安心な定住条 件の整備強化等の取組の支援 を行い、離島の自立的発展を促 進しています。(国交省)	○平成 25 年度から施行された 改正離島振興法を踏まえ、定住 の促進を図るため創設した離 島活性化交付金を活用し、海上 輸送費の軽減等戦略産業の 成による雇用拡大等の定定促 進、観光の推進等による交流の 拡大促進、安全・安心な定住条 件の整備強化等の取組の支援 を行い、離島の自立的発展を促 進しています。(国交省)	○平成 25 年度から施行された 改正離島振興法を踏まえ、定住 の促進を図るため創設した離島 活性化交付金を活用し、海上輸 送費の軽減等戦略産業の育成に よる雇用拡大等の定住促進、観 光の推進等による交流の拡大促 進、安全・安心な定住条件の整 備強化等の取組の支援を行い、 離島の自立的発展を促進してい ます。(国交省)
入に対して支援を行いました。 ○平成 26 年 3 月に奄美群島振	○平成 26 年 5 月 7 日に奄美群	○亚成 96 年度に築党した本美	○平成 26 年度に策定した奄美
興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が5年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金(奄美群島)及び産業振興促進計画認定制度の創設を行いました。(※)	島振興開発基本方針、同年5月 28 日に小笠原諸島振興開発基 本方針を策定し、それぞれの地域における振興開発の意義及 び方向を示すとともに、航路・航空路運賃逓減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)等、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)	○平成 26 年度に策定した奄美 群島振興開発基本方針及び小 笠原諸島振興開発基本方針に 示された各地域における振興 開発の意義及び方向に基づき、 航路・航空路運賃逓減事業(奄 美群島)、本土と小笠原を結ぶ 唯一の定期交通手段である「お がさわら丸」の代替船整備(小 笠原諸島)など、地方公共団体 が行う振興開発施策に対する 支援を行いました。(国交省)	〇平成 26 年度に東定した他美 群島振興開発基本方針及び小笠 原諸島振興開発基本方針とに示さ れた各地域における振興開発の 意義及び方向に基づき、航路・ 航空路運賃軽減事業(奄美群島)、 本土と小笠原を結ぶ唯一の定期 交通手段である「おがさわら丸」 の代替船整備(小笠原諸島)な ど、地方公共団体が行う振興開 発施策に対する支援を行いまし た。(国交省)
○平成25年11月に「アイランダー2013」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力のPRを行いました。	○平成 26年11月に「アイランダー2014」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)	○平成 27 年 11 月に「アイランダー2015」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で幕らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)	○平成 28 年 11 月に「アイランダー2016」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力のPRを行いました。(国交省)
		○平成28年3月に東京にて「しまっちんぐ2016」として、離島と企業を集め、特産品の販路拡大や新商品開発等に関する商談・交流会を開催し、離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供、離島の活性化につなげる取組を行いました。(国交省)	○離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる「しまっちんぐ」の取組を行いました。平成 28 年 10 月に東京にて開催した「しまっちんぐ 2016 (秋)」では 12 の離島地域と企業等が参加し、新商品開発や観光振興などについて商談・交流会を実施しました。(国交省)

	○ か	○ が 白 社 四 刀 マッ 社 か 四 の で	○神白針四刀マッ針かりのかり
○離島航路及び航空路の確	○離島航路及び航空路の確	○離島航路及び航空路の確	○離島航路及び航空路の確保・
保・維持については、「地域公	保・維持については、「地域公	保・維持については、「地域公	維持については、「地域公共交通
共交通確保維持改善事業」にお	共交通確保維持改善事業」にお	共交通確保維持改善事業」にお	確保維持改善事業」において、
いて、離島航路及び航空路に関	いて、離島航路及び航空路に関	いて、離島航路及び航空路に関	離島航路及び航空路に関し、離
し、離島航路の運営費・離島航	し、離島航路の運営費・離島航	し、離島航路の運営費・離島航	島航路の運営費・離島航空路の
空路の運航費、島民向けの運賃	空路の運航費、島民向けの運賃	空路の運航費、島民向けの運賃	運航費、島民向けの運賃割引等
割引等に対する支援を引き続	割引等に対する支援を引き続	割引等に対する支援を引き続	に対する支援を引き続き実施し
き実施しました。	き実施しました。(国交省)	き実施しました。(国交省)	ました。(国交省)
○離島における安全かつ安定	○離島における安全かつ安定	○離島における安全かつ安定	○離島における安全かつ安定的
的な航空輸送を確保するため、	的な航空輸送を確保するため、	的な航空輸送を確保するため、	な航空輸送を確保するため、老
老朽化対策等の事業を引き続	老朽化対策等の事業を引き続	老朽化対策等の事業を引き続	朽化対策等の事業を引き続き実
き実施しました。	き実施しました。(国交省)	き実施しました。(国交省)	施しました。(国交省)
○離島における超高速ブロー	○離島における超高速ブロー	○離島における超高速ブロー	○離島における超高速ブロード
ドバンドの利用を可能とする	ドバンドの利用を可能とする	ドバンドの利用を可能とする	バンドの利用を可能とするた
ため、平成 25 年度補正予算に	ため、平成 25 年度補正予算に	ため、地方公共団体による海底	め、地方公共団体による海底光
て海底光ファイバ等の敷設を	て海底光ファイバー等の敷設	光ファイバ等の敷設の支援に	ファイバ等の敷設の支援を実施
支援しました。	を引き続き支援しました。(総	ついて、平成 27 年度補正予算	しました(平成 27 年度補正予
	務省)	に計上しました。(総務省)	算)。また、離島における高度移
			動通信システム構築のために、
			地方公共団体が海底光ファイバ
			等の整備を行う場合の支援を平
			成 29 年度より実施します(平成
			29年度当初予算)。(総務省)

※:「平成 26 年 3 月に奄美群島〜」は「○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」〜」の後段に記載されていたが、比較検討の関係上、「○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」〜」の前段に移動している。

Thus, even after the establishment of the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, ministries and agencies have been actively implementing maritime security initiatives, despite there being room for improvement or differences in the speed of carrying out efforts. In the next section, I will outline these initiatives and how experts familiar with ocean policy evaluated them.

## 3. Evaluation of the Second Basic Plan on Ocean Policy

## 3-1. The significance of the Evaluation Report

As discussed, prior to April 2013, when the Cabinet approved the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, different public and private organizations and experts published policy recommendations and research reports on the formulation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy* that took into consideration the initiatives and evaluation of the *First Basic Plan on Ocean Policy*. However, it is difficult to say that the evaluation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, the foundation of the *Third Basic Plan on Ocean Policy* currently being formulated, has been fully conducted.

Nevertheless, as stated at the beginning of this paper, the *Basic Act on Ocean Policy* stipulates "the Government shall formulate a basic plan with regard to the oceans (hereinafter referred to as "Basic Plan on Ocean Policy"), in order to promote measures with regard to the oceans comprehensively and systematically"(Article 16, paragraph 1) and "bearing in mind the changes on the situation with regard to the oceans, as well as based on an evaluation of the effect of measures with regard to the oceans, the Government shall review the Basic Plan on Ocean Policy almost every five years, and shall make necessary changes."(Article 16 paragraph 5), meaning that based on these provisions, a review began from December 2011, with first revisions done in April 2013, followed by approval of the *Second Basic* 

*Plan on Ocean Policy* by the Cabinet. Therefore, obtaining an evaluation of the initiatives that are the basic knowledge of the revision work for the Second Basic Plan on Ocean Policy, is essential to formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy*.

## 3-2. Outline of the Evaluation Report

Based on the background discussed above, under the recommendations and guidance of the Research Committee on Comprehensive Ocean Policy at the Sasakawa Peace Foundation, the Ocean Policy Research Institute, the Sasakawa Peace Foundation, conducted a questionnaire survey of the evaluation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy* fundamental to the revision work on January 1, 2017 to make an academic contribution to the formulation of the *Third Basic Plan on Ocean Policy*, on the assumption that the second revision would be done in the spring of 2018 taking into consideration the first revision period.<sup>3</sup>

### \*Outline of the questionnaire survey of the Second Basic Plan on Ocean Policy evaluation

(1) Period and survey subjects: The evaluation was conducted as follows. Please refer to the attachments to these materials (Second Basic Plan on Ocean Policy Evaluation Sheet) for the survey and other forms distributed.

Survey period: Friday, January 13, 2017 (distribution) to Tuesday, January 31, 2017 (deadline)

Survey sample: Research Committees (including working groups) at the Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

Members: 65

(2) Evaluation method: Spare survey forms, response slips, sheets for written responses, and reference materials (2016 edition of the *Document on the Situation of the Oceans and Implemented Measures by the Government with regard to the Oceans*) were distributed and, based on the criteria below, used a sequential answer method (respondents were asked for answers in their specialty field or field of interest, and no other responses were asked beyond these). The scoring of responses is as follows.

Evaluation scoring criteria

- 1: Not addressed
- 2: Insufficiently addressed
- 3: Addressed to a certain extent
- 4: Sufficiently addressed
- (3) Total responses/Response rate: See below for the number of agencies the survey was distributed to and the number of agencies who sent replies (as of March 2, 2017). The overall response rate was 43.1%.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> See below for details about this survey. Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation (March 2017), "Study on the Formulation and Promotion of Comprehensive Marine Policy in FY2016: Survey and research report on ocean policy in Japan." Also see below for an outline of this survey. Ocean Policy Research Institute blog (May 2017), "Ocean Jigsaw Pieces No. 30" *Evaluating the Second Basic Plan on Ocean Policy*, (http://blog.canpan.info/oprf/archive/1666)

	No. of bodies	Total responses	Response rate (%)
	sent surveys		
Universities	41	15	36.6
Research	15	9	60.0
institutes			
Media outlets	4	2	50.0
NGO and other	5	2	40.0
Total	65	28	43.1

In this survey, the respondents were required to answer preliminary questions asking them if they were "Experts," "Not an expert, but have an interest," or "Not an expert, have no interest," on the twelve basic measures described in the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, and the addition of this work is a major feature that made possible analysis by each respondent's attributes. Figures 1 and 2 below show the survey results for the evaluation of each measure and the number of responses to each measure, respectively.

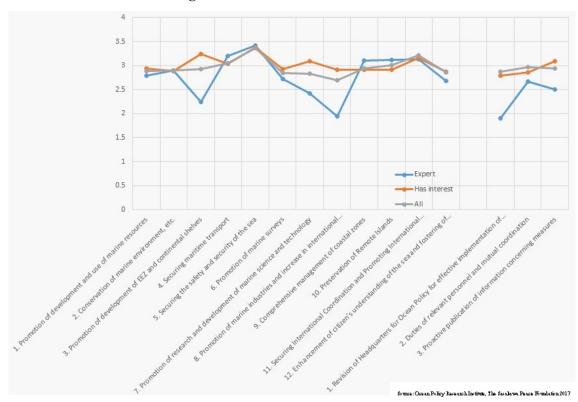


Figure 1. Evaluation of each measure

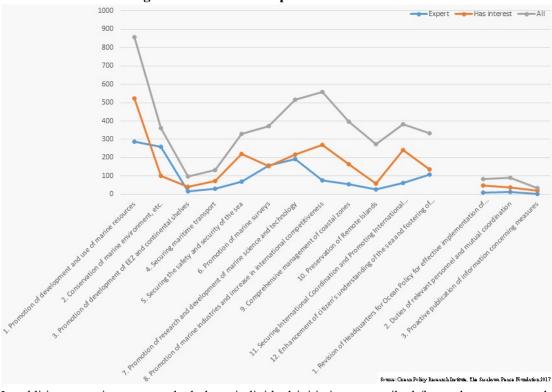
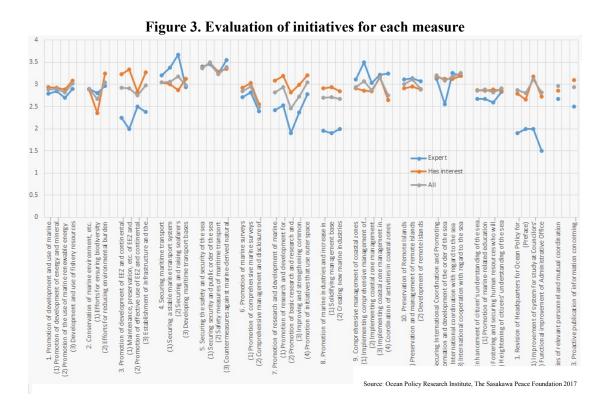


Figure 2. Number of responses to each measure

In addition, questions were asked about individual initiatives prescribed for each measure, and are summarized by an evaluation of the initiatives for each measure and the number of responses for each initiative in Figures 3 and 4, respectively.



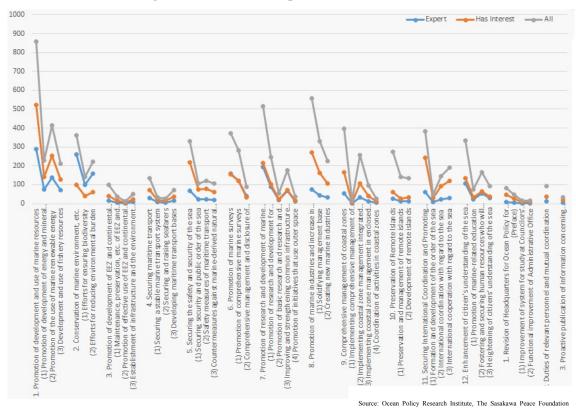


Figure 4. Number of responses for each initiative

## 3-3. Evaluation of maritime security initiatives

Figure 1 clearly shows that the initiative "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves" received a high evaluation from knowledgeable researchers with an interest in the area, while experts gave a high evaluation for "5. Securing safety and security of the sea" and "10. Preservation of remote islands."

Of the trend, what is clear in Figure 2 is that "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves" has many measures, such as resource development on continental shelves and diplomatic negotiations with neighboring countries about it, and measures against illegal, unreported and unregulated fishing (IUU) by foreign vessels that are easy to report on by the media or that are generally easily understood, which is thought to be why knowledgeable researchers with an interest in the area highly evaluated them.<sup>4</sup>

On the other hand, compared to "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves," "5. Securing safety and security of the sea" and "10. Preservation of remote islands" have many initiatives that are generally not well-understood. In looking at the evaluation results for "9. Comprehensive

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> However, as clearly seen in Figure 2, the number of responses for "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves" and "5. Securing safety and security of the sea," and "10. Preservation of remote islands" differ significantly, so consideration needs to be given to the possibility that they affected the values of the evaluation.

management of coastal zones," the evaluations from experts are high but those from knowledgeable researchers with an interest in the area are low, and it has already been pointed out that the reason for this may be due to the fact that implementation cases (measures) are not fully understood. It is thought that this same reason explains why experts gave high evaluations and knowledgeable researchers with an interest in the area gave low evaluations for "5. Securing safety and security of the sea" and "10. Preservation of remote islands."

In addition, as an "Evaluation Report on the Second Basic Plan on Ocean Policy (free description)," this survey received written comments for each question, and included opinions on "5. Securing the safety and security of the sea," such as:

- Measures in East Asia and Southeast Asian waters and measures against piracy and maritime armed robbery are being steadily implemented, but it is imperative to deal with 'emergency' responses and preventive measures in the Oil Line of the Persian Gulf and the Indian Ocean.
- It is necessary to build a maritime security system to seamlessly respond to the so-called gray zone situation.
- A maritime security perspective is lacking on Arctic issues.

With regard to "10. Preservation of remote islands," the opinion, "The use of remote islands (fishery resources, development of ocean floor mineral resources) is at the forefront, but it is desirable to put their preservation at the forefront before promoting the sustainable use of resources" was given. Based on the responses, it can be concluded that while experts who understood the background and situations of the initiatives gave harsh feedback, they gave high evaluations on individual measures (no opinions were given for "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves").

## 4. Conclusion

This paper reviewed the state of maritime security initiatives in the *Second Basic Plan on Ocean Policy* and examined the challenges and future prospects of maritime security in Japan in light of the fact that it has been nearly five years since the current *Basic Plan on Ocean Policy* (Second Basic Plan on Ocean Policy) was revised in April 2013 and is due to be revised again.

As a result, I noted that the reason why knowledgeable researchers with an interest in "3. Promotion of development of EEZ and continental shelves" gave high evaluations for its initiatives while experts gave high evaluations for initiatives relating to "5. Securing safety and security of the sea" and "10. Preservation of remote islands" had to do with the different level of understanding of individual measures by the parties. Based on this knowledge, I would like to offer my opinion on maritime security initiatives that should be implemented in the future.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> K. Furukawa and Y. Komori, (July 2017), "Future Challenges in Promoting the Comprehensive Management of Coastal Zones as Seen in the Evaluation of the Second Basic Plan on Ocean Policy." Japanese Association for Coastal Zone Studies 29th National Conference Proceedings.

The direction for formulating the Third Basic Plan on Ocean Policy was presented at the 16th meeting of the Headquarters for Ocean Policy on April 7, 2017. At that meeting, an examination was made based on the content of the "Headquarters for Ocean Policy Councilors' Meeting Report" delivered to Prime Minister Shinzo Abe on March 30, 2017, but the Prime Minister revealed an emphasis on maritime security in the *Third Basic Plan on Ocean Policy*, stating, <sup>6</sup> "Today, we have decided to start deliberations on formulating the next Basic Plan on Ocean Policy. It has been 10 years since the Basic Act on Ocean Policy was enacted. The situation surrounding Japan's oceans, such as intrusions into waters around Japan by foreign government vessels and other ships, is becoming more severe. As an oceanic state, Japan must strive to keep up with the times and changing environment, and with a resolute determination, take systematic long-term measures to protect the peace and security, protect our marine interests, and maintain and develop open and stable seas. The next Basic Plan on Ocean Policy takes a broad view of maritime security and we will take steps to address matters such as the security of territorial waters, ensuring security, disaster measures, and other issues. In addition to strengthening the maritime security system, we will make every effort to establish a maritime domain awareness (MDA) system that facilitates the early detection of various threats and risks, and to preserve and manage remote islands at Japan's borders. We will work toward commercializing marine resource development, such as methane hydrate, and work on conservation of the marine environment and training of human resources to secure a stable energy and resource supply. I want each Cabinet minister to coordinate and seriously examine these issues. Today, I approved the basic policy based on the Act on Preservation of Areas of Remote, Inhabited Islands Establishing Territorial Seas and Maintenance of Local Societies on Areas of Specified Remote, Inhabited Islands Establishing Territorial Seas. Based on this policy, each Cabinet minister should coordinate and take effective measures so that the number of people moving to exceeds the number of those moving out of remote island regions."

In addition, Appendix 1 (the basic thinking about the formulation of the next *Basic Plan on Ocean Policy* in the (Headquarters for Ocean Policy Councilors' Meeting Report Outline)) of Material 1 (on formulating the next *Basic Plan on Ocean Policy*) distributed at the meeting, puts forth the main themes of the *Third Basic Plan on Ocean Policy* as "maritime security" (a broad definition of maritime security), "promotion of the industrial use of the oceans," "maintenance and preservation of the marine environment, and development of marine human resources," and "other (marine surveys, marine science and technology, international coordination and cooperation, and Arctic policy), along with a proposal for a review system of the *Third Basic Plan on Ocean Policy* (Figure 5).<sup>7</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Prime Minister of Japan and His Cabinet website (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html) (In Japanese. Accessed July 31, 2017).

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> The proposed review system was approved at the same meeting and the results of the review from each sub-committee and project team established in this review system were reported to the 36th Headquarters for Ocean Policy Councilors' Meeting on November 17, 2017. Prime Minister of Japan and His Cabinet website (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai36/index.html). (In Japanese. Accessed November 17, 2017).

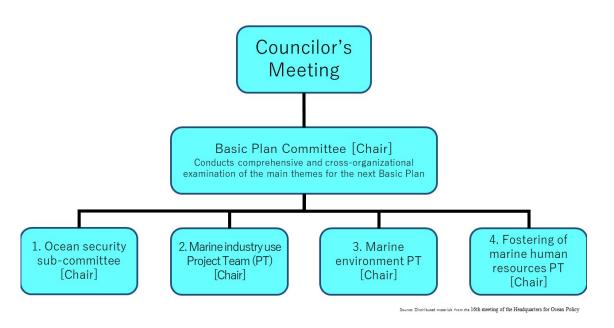


Figure 5. Proposed review system for the next Basic Plan

The materials also note that "items to be taken into consideration in formulating of the next Basic Plan (composition of the plan, how to write it, etc.)," should have familiar maritime-related content that is easy to understand. The structure of the Plan should be comprehensible and follow the main theme, should incorporate the evaluation of the current Plan and a long term perspective of ten years ahead of the five-year planning period, give attention to a universal philosophy and direction, and set concrete targets for measures specified in the plan.

Thus, the *Third Basic Plan on Ocean Policy* was presented with an orientation emphasizing maritime security, but what it means is that it emphasizes non-traditional security over the more typical military security, which is a remarkable trend given that one of the counselors forming the Councilors' Meeting at the Headquarters for Ocean Policy tasked with formulating the Third, is an expert with traditional security (Koichi Furusho, former Chief of Staff, Maritime Self Defense Force). In establishing maritime security, the active involvement of the Ministry of Defense and the SDF, whose primary responsibility is military security, is an important issue, but the most recent edition of the *Defense of* 

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> The special advisors at the Headquarters for Ocean Policy as of April 1, 2017 are (excluding Koichi Furusho): Koji Miyahara, Vice Chair, Keidanren (Chair of Councilors' Meeting); Masayuki Takashima, Advisor, Port of Yokohama (Vice Chair of Councilors' Meeting); Tamaki Ura, Director, Kyushu Institute of Technology Center for Socio-Robotic Synthesis; Atsuko Kanehara, professor, Sophia University Faculty of Law; Shinji Sato, graduate school professor, University of Tokyo; Yuko Maeda, Auditor, Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology/Specially Appointed Professor, Kyoto Prefectural University of Medicine; Nobuko Mizumoto, Managing Executive Officer, IHI Corporation; Hiroyuki Yamato, President, National Institute of Maritime, Port and Aviation Technology; Keiji Washio, President, National Research and Development Agency, Japan Fisheries Research and Education Agency (President of National Fisheries University), Takeju Ogata, President, Nippon Foundation (Special Councilor, Councilors' Meeting).

Japan 2017 white paper, only mentions "5 Initiatives towards ensuring maritime security (Part 3, Chapter 1, Section 2)" and "3 Initiatives in the Asia-Pacific region" (Part 3, Chapter 2, Section 2), so there is room for further development in organic coordination by ministries and agencies. There is also an urgent need to respond to changes in the security environment in East Asia, including changes in the political situation on the Korean Peninsula.

Therefore, in formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy*, it is critical to deal with not only non-traditional security but to also consider traditional security in order to respond with certainty to circumstances in Japan and abroad. Elisabeth M. Borgese, who served as Vice Chair of the Independent World Commission on the Oceans (IWCO), said, "the United Nations Convention on the Law of the Sea is divorced from the naval forces. Without contribution from healthy naval forces, there could be no maritime peace," making on important point about maritime security that this issue is not limited to the *Third Basic Plan on Ocean Policy* and that it is also an important issue involving the United Nations Convention on the Law of the Sea itself, which is the foundation of the world's ocean policy, including Japan's. My hope is for the *Third Basic Plan on Ocean Policy* to become a prescription or compass to solve this critical issue.

Addendum: After this paper was written, a report was submitted on December 18, 2017 by the Councilors' Meeting of the Headquarters for Ocean Policy titled "Headquarters for Ocean Policy Councilors' Meeting Report Toward the Formulation of the Third Basic Plan on Ocean Policy." The report emphasizes that the *Basic Plan on Ocean Policy* should focus on maritime security, noting that "(1) Securing security and public order at sea" is an initiative to be taken up as the main theme in the *Third Basic Plan on Ocean Policy* and that "development of remote islands," and "development of EEZ and continental shelves" are matters to be taken up as timely topics and with continuing importance. As a whole, however, since the content focuses on developing the past efforts that should emphasize non-traditional security rather than traditional security, I believe that it is necessary to consider traditional security in maritime security in the future.

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Takai, Susumu et al., "Ocean-Peace Keeping and New Roles for Maritime Force," *NIDS Journal of Defense and Security*, June 1998, Vol. 1, No. 1, p. 57-79.





The Sasakawa Peace Foundation

The Sasakawa Peace Foundation Bldg., 1-15-16 Toranomon Minato-ku, Tokyo 105-8524, JAPAN TEL +81-3-5157-5210 FAX +81-3-5157-5230